

佐世保市立針尾小学校PTA会則

第一章 名 称

第1条 本会は、佐世保市立針尾小学校PTAと称して、事務所を針尾小学校に置く。

第二章 目的及び活動

第2条 本会は家庭と学校との緊密な提携協力のもとに本校児童の福祉を増進するとともに会員相互の研修をつみ民主教育を増進することを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するため次の活動を行う。

1. 家庭・学校・社会における児童の福祉増進を図る。
2. 両親教育を盛んにし、家庭生活、社会生活の向上と会員の親和を図る。
3. 児童の教育のため、家庭・学校・社会の連携を密にする。
4. 児童の心身の健全な発達の助成を図る。
5. 家庭・学校・社会の教育的環境の整備並びに生活指導の推進を図る。
6. 教育行政及び財政に対する世論の喚起に努める。

第三章 会 員

第4条 本会の会員は本校に在学する児童の父母又はそれに代わる者及び本校職員とする。

第四章 役員及び委員

第5条 本会の役員は次の通りとする。

- | | |
|--------|------------------|
| 1, 会 長 | 1 名 |
| 2, 副会長 | 4 名 (男1名、女2名、教頭) |
| 3, 書 記 | 3 名 (P 2名・T 1名) |
| 4, 会 計 | 1 名 |
| 5, 監 査 | 2 名 (P 2名) |
| 6, 顧 問 | 若干名 (校長及び前PTA会長) |

第6条 本会の委員は次の通りとする。

- 1, 地区委員 若干名 (各地区1名)
- 2, 学年委員 若干名 (各学年3名及び各学年担任)

第7条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会の招集・運営にあたる。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその代理を務める。女性副会長は、母親代表者を兼務する。
3. 書記は議事の記録と書類の発送收受など委嘱された事務を行う。
4. 会計は本会の会計の処理、財産の管理をし、総会で決算の報告をする。
5. 監査は会計のすべてについて監査し、総会に報告する。

6. 顧問は会長の諮問に応じ各種会議に参画し、意見を述べることができる。

第8条 委員の任務は次の通りとする。

1. 地区委員は本会の目的達成のため地区PTAの運営にあたる。
2. 学年委員は、学年の諸問題について研究し、本会の目的達成のため活動する。

第9条 役員及び委員は、次の方法で会員の中から選出する。但し、顧問については会員外からあてることができる。

1. 会長・副会長・書記・会計・監査は、総会で選出する。但し、年度途中において補充の必要がある場合は、評議員会で選出する。
2. 地区委員は地区PTAで、学級・学年委員は各学年で選出し会長がこれを委嘱する。

第10条 役員及び委員の任期は1年とし、再選を妨げない。欠員補充の場合は前任者の残任期間とする。なお、役員の重任は原則として避ける。会長の任期は連続3期以内とし、副会長の任期は連続4期以内とする。

第五章 会 議

第11条 本会に次の会議を設ける。

1. 総会
2. 役員会
3. 運営委員会
4. 評議員会
5. 学年PTA
6. 地区PTA
7. 専門部
8. 学年委員会

第12条 総会は年度当初（但し、評議員会の要請があった場合、又は会長が必要と認めた場合は開催することができる。）に開催し、会員の2分の1以上（委任状による出席を認める。）の出席により成立する。本会の最高議決機関で次の事項を議決する。議事は議長が司会し、出席者の同意を得て議決する。

1. 会長・副会長・書記・会計・監査の選出
2. 会則の改廃
3. 予算・決算の審議と承認
4. その他の事項

第13条 役員会は役員をもって構成し、必要に応じて開催し、重要案件を審議する。

第14条 運営委員会は、役員及び学年代表各1名、町代表各1名、専門部代表各1名をもって構成し、総会の代行及び委任事項の議決ならびに重要案件を審議する。

第15条 評議員会は、役員、学年委員、地区委員をもって構成し、総会の代行及び委任事項の議決ならびに重要案件を審議する。（但し、代理出席を認める。）

第16条 学年PTAは、学年の両親、保護者及び学年の担任教師によって組織し、学年より選出された学年委員と担任教師をもって学年委員会を構成し、下の役員において学年における児童の福祉に努める。

1. 委員長 1名
2. 副委員長 1名
3. 委員 1名

第 17 条 地区 P T A は、地区会員及び担当教師によって組織し、会員相互の連絡と協力によって地区における教育環境整備ならびに児童の福祉に努める。

第 18 条 本会に次の専門部をおく。部員は学級委員、地区委員、担任教師によって構成し、各部の業務を遂行する。また、各部門に部長 1 名、副部長 1～2 名を互選し、会長がこれを委嘱する。部会の招集は部長が行う。

1. 教育文化部 会員の文化教養の向上のため、事業の計画を立案し、その充実に努める。
2. 生活保健部 地域環境の浄化、児童の校外における生活及び安全指導と会員及び児童の健康の保持増進のため計を立案し、活動する。
3. 体 育 部 体力増進活動について計画し活動する。
4. 母 の 会 母親の研修、学校給食などの研究を深め、その充実に努める。
5. その他、この会の活動に必要と認め、評議員会で認めたもの。

第六章 会 計

第 19 条 本会の経費は、会費及び寄付金その他をもってあてる。

1. 会費は会員一家庭、月額 7 5 0 円とし、会計年度を 4 月 1 日より翌年 3 月 3 1 日までとする。
2. 会費は毎月地区委員に納め、地区委員は本会に納入する。
3. 監査を年 2 回以上受け、総会の承認を要する。

附則

- 1 本会の運営上必要な細則は、別に定める。
- 2 本会の慶弔規定は、別に定める。
- 3 本会則は、昭和 5 5 年 4 月 2 8 日より実施する。
- 4 改正の経緯
 - 昭和 5 9 年 4 月 一部改正
 - 平成 2 年 4 月 1 9 日一部改正
 - 平成 6 年 4 月 2 6 日一部改正
 - 平成 9 年 4 月 2 6 日一部改正
 - 平成 1 0 年 4 月 2 7 日一部改正
 - 平成 1 1 年 4 月 2 7 日一部改正
 - 平成 1 2 年 4 月 2 6 日一部改正
 - 平成 1 9 年 4 月 2 6 日一部改正
 - 平成 2 0 年 4 月 2 8 日一部改正
 - 平成 2 4 年 4 月 2 7 日一部改正
- 5 本会則は、平成 2 4 年 4 月 2 8 日から施行する。

針尾小学校PTA役員選出に関する細則

1. 会長・副会長・書記・会計・監査の選出は会則第5条・第9条によるほか、次の手続きをとることを原則とする。
 - (1) 選考委員は、本部役員及び地区長（4名）で組織する。但し、地区長とは地区役員の各町代表者とする。また、本部役員は、学校職員を除く役員とする。
 - (2) 選考委員は候補者を公募し、複数候補者があった場合は選考委員をもって選挙管理委員会を組織する。
 - (3) 公募によっても候補者がいない場合は、選考委員は定数の候補者を選定し総会において承認を受ける。
 - (4) 選考委員会で選定した候補者には、その内諾を受けなければならない。
※ 但し、選考委員が選出できないときは、各町の地区委員が各町から責任を持って選出する。

2. 役員及び専門部長、及び学年委員長は他の役職を兼務できない。
(委員は兼務を認める。) また、本部役員を2年以上務めた家庭は、専門部長・学年委員長の役職を免除する。
但し、免除期間を4年とする。

3. 原則として、本部役員は、学年委員・地区委員と同一世帯で兼務できない。

4. この細則の改廃は、評議員会で行う。

附則 本細則は平成24年4月28日から施行する。

慶弔規定

会員ならびに児童及び学校教職員に対する慶弔規定は次の通りとする。

第1条 会員及び教職員の勤続功労者表彰は次の通りとする。

1. 会長・副会長退任の場合は、退会時に感謝状ならびに記念品を贈る。
(記念品料) 会長3000円 副会長2000円
2. 書記、会計を連続又は断続3年以上在任した場合は、退会の際、感謝状ならびに記念品を贈る。(記念品料 2000円)
3. 監査、書記、会計及び評議員として連続又は断続5年以上在任した場合は、退会の際感謝状を贈る。
4. 本会の事業遂行のため特に功労のあったものに対しては、役員会にはかり感謝状と記念品を贈る。
5. 表彰にあたっての記念品は、役員会で決定する。

第2条 会員ならびに児童及び教職員に対する慶弔規定は次の通りとする。

1. 会員ならびに児童及び教職員の死亡の場合は生花を供える。
2. 会員ならびに児童及び教職員がPTA行事や学校行事における怪我等で入院治療が1ヶ月以上を要する場合は見舞金を贈る。一律5000円とする。
3. 教職員の転退職の場合は、次の通り記念品料を贈る。一律3000円とする。

第3条 会員外の学校職員についての取扱いは、役員会にはかり運用する。
会員外の学校職員とは、学校医、学校管理員、給食待機員とする。

第4条 前各条項によりがたいときは、役員会において協議の上運用する。

附則 本規定は昭和59年4月から施行する。

本規定は平成21年4月30日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

本規定は平成31年4月から施行する。